



# NEWS LETTER



NO

58

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp)

2022年1月発行

## 2022年 理事長 あいさつ



適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

理事長 弁護士 河田 英正

いよいよ今春から成人年齢が18歳に引き下げられます。社会経験が少なく、知識・経験・判断能力の乏しい若者たちをターゲットにする商法による消費者被害は増加してきています。成人年齢引き下げによって、従来、未成年者取消権のあった18歳、19歳の若者には、この保護はなくなります。悪徳業者にとっては、この年齢層が狙い目となり、消費者被害が増大することが強く懸念されています。知識・経験の乏しい若者だけでなく、加齢による知識、判断能力が低下してくる高齢者にも消費者被害が多く発生しています。知識・経験・判断能力の弱さなど消費者の脆弱性に付けいることによる消費者被害が多発しているというのが最近の消費者被害の特徴です。

今年、新しく成人となる方を対象とした消費者教育が極めて重要となります。消費者教育は「消費者一人一人が、正しく、適切な情報を基に、自分自身のために合理的選択を実践し、被害に遭わない、豊かな社会生活を送ることを基本とする」(2015, 3 消費者教育推進会議とりまとめ)とされています。社会の荒波に直面するまで時間の残されていない若者に消費者の権利など自立した消費者に資する消費者教育は是非とも必要なことですが、最低限、消費者被害に遭った場合の対処方法だけでも知らせることが急務です。



この直面している若年層への消費者教育、啓蒙活動には様々な団体関わってきていますが、業者への申し入れ活動、差し止め訴訟、消費者を対象とした講座などを実施してきている当適格消費者団体としてもその役割を積極的に果たしていくことが必要だと考えています。超高齢者社会を迎えている現在、高齢者の消費者被害を防ぐには地域の見守りネットワーク等の歯車として役割を果たさなければならないと思っています。会員一人一人がこのような活動を支援していただきますよう、どうぞ本年もよろしくお願ひいたします。

## 18歳成年年齢引き下げ、目前！！

## 県立岡山南高等学校で「STOP!!消費者被害」動画を作成♪



消費者ネットおかやまでは、2020年から県立岡山南高等学校と一緒に、高校生の成年年齢引き下げへの意識を高める活動を行ってきました。今回、生活創造科3年生の生徒さんが「消費生活」科目授業で、「お試しが実は定期購入」「マルチ商法」など若者に多い消費者被害の実例をテーマに、30秒動画を4つ作ってくれました。岡山市のデジタルサイネージでも公開されます。ぜひご覧ください♪

福武教育文化財団助成事業 [消費者ネットおかやま](#) [検索](#)



# 岡山県委託事業 「見守り力アップ講座」 報告

岡山県の消費者被害が後をたちません。令和2年の特殊詐欺の岡山県内の被害額は、5億円を超え、高額被害が増加し、被害者の9割以上が65歳以上の高齢者です。高齢者の周りの人々が、最新の情報や正しい知識を身に付けて見守り力を高める目的の講座です。令和3年度は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けています。3密回避の新しい生活様式の中で、講座の設定自体に苦慮するとともに、設定しても参加者は少人数となり、1月以降の4会場が第6波コロナ感染急拡大で中止となりました。

## 《「見守り力アップ講座」開催状況》

	開催日	主催者	主な参加者	参加数	講師
①	7月1日	久米南町上鞆老人クラブ	老人クラブ会員	20人	國塩香消費生活相談員
②	7月15日	岡山市 北区中央福祉区 民生委員協議会	民生委員	30人	高原佐知司法書士
③	9月16日	井原市地域包括支援センター	ケアマネ、保健師等	80人	片岡靖隆弁護士
④	9月17日	岡山市 御野地区民生委員児童委員協議会	民生委員	26人	高原佐知司法書士
⑤	9月28日	岡山市 興除地区民生委員児童委員協議会	民生委員	21人	高原佐知司法書士
⑥	10月1日	おかやまコープ 備北エリア くらしを守る委員会	おかやまコープ組合 員	6人	畠中恵美子消費生活相談員
⑦	10月6日	岡山市西大寺地区民生委員児童委員協議 会	民生委員・町内会会 長	35人	高原佐知司法書士
⑧	10月9日	岡山市立吉備公民館	地域の方々	20人	岡美穂消費生活相談員
⑨	10月28日	新庄村役場 住民福祉課	民生委員、介護福祉 事業従事者	13人	大賀宗夫司法書士
⑩	10月29日	倉敷市船穂高齢者支援センター	介護福祉事業者	14人	畠中恵美子消費生活相談員
⑪	11月9日	浅口市 寄島地区民生委員児童委員協議会	民生委員	24人	高原佐知司法書士
⑫	2月3日	おかやまコープ は〜とふるネット	コーディネーター、事 務局	10人	畠中恵美子消費生活相談員

1月末合計 11会場 参加 289人 4会場中止、2月以降1会場予定

## ◆差止請求訴訟の経過について◆

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシッパ	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示のイラスト記述内容が、一般消費者に対し医薬品的な頻尿改善効能効果を表示するもので、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたると思われる点があり、表示の差し止めを求めて岡山地方裁判所に提訴しています。	2020年2月19日提訴 2022年1月21日(金) 第11回期日 弁論準備手続終了  次回：3月1日(火)15:00～ 弁論準備手続
株式会社GRACE	インターネット健康食品販売事業者の定期購入契約案内で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらず、電話が繋がりにくく連絡が取れないなどの事例が多数生じています。消費者契約法、及び景品表示法に違反していると考えられ、契約解除条項使用等の差止を求め、訴訟を岡山地方裁判所に提訴しました。	2021年7月30日提訴 10月20日：初回期日 12月15日(水)：第2回弁論期日 終了  次回： 2022年2月16日13:30～

## 2021年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに高額な解約金を請求されたと情報提供があり、違約金が消契法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。その後複数回の質問書を発送、その他の情報を得て検討中。	対応検討 継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円36回払い総額118800円の説明を受けたと情報提供があり、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。申入書送付し、改善回答があるも問題表示が残り、9/17再申入書を送付しました。	10/29改善検討中の連絡あり。 対応検討 継続中
県内 岩盤浴サービス M社 2020/11/16～	中途解約を申し出たら、高額違約金の請求を受けた事例。他、「解約は来店に限る、事業者の必要に応じて規約・規則が改訂できる」の規約が消契法に違反する疑いがあり、質問書を送付したところ、12月9日に改善するとの回答書が届きました。内容確認中。	改善内容確認 対応検討 継続中
(株)フォーチュン 2021/1/25～ 2021/7/15 終了	通信契約最適化「あんしんサポート」サービス提供事業者に、解約事務手数料、クーリングオフに関する不実告知などの点で消契法・特商法違反の疑義があり、改善を求め申入書を送付したところ、すでに事業を停止しているとの回答書が届き、終了しました。	7/15 終了連絡文送付
(株)3PAC 2021/6/8～ 2022/1/12 終了	ダイエットサプリ販売で、「初回限定キャンペーン OFF 実施中! トクトクモニターコース Vieasel 単品価格:6458円」の表記の下に「送料無料540円(税込)」が上記単品価格より大きく表示され、あたかも一袋だけを540円購入可能との表記は優良誤認景表法違反と考え申入書を送付しました。該当ページが削除され、終了。	2022/1/12/ 終了連絡文送付
健康美人研究所(株) 2021/6/10	ネットのシャンプー広告表示が、①販売実態のない価格を比較対象として表示し有利誤認表示に該当する。②解約方法が一般消費者に分かりづらく特商法に反する。③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法に反する と申入れ、一部改善されましたが、11/17に再申入書を送付。12/16回答書が届きました。	事業者回答一部改善 回答書内容確認。 対応検討 継続中
ゆーの(株) 2021/7/15～ 2021/9/17 終了	MVNOサービス「ノーモバイル」規約の「契約者の被害について一切責任を負いません」等の記載が消契法に違反と考え、改善申入書を送付しました。8/12改善回答があり交渉を終了しました。	9/17 終了連絡文送付
積水ハウス不動産 中国四国株式会社 2021/11/12～	賃貸借契約約款の中に、「賃料の支払いを2か月以上怠ったときに、通知催告を要せず賃貸借契約を解除することができる」旨の契約条項が使用されており、消契法10条に抵触していると考え、改善を求める申入書を送付しました。	事業者回答待ち 継続中
県内 配置薬訪問販売 K社 2022/1/12	石鹸・健康食品・置き薬を訪問販売し、高齢の消費者が断っているのに、商品である石鹸や配置薬を顧客宅に置いて帰り後日請求するとの情報提供があり。特商法、消契法に抵触していると考え、1月12日に改善申入れを行い、1月17日回答が届きました。	改善内容確認 対応検討 継続中
(株)グリーンハウス 2022/1/12	「リング型LEDライト8インチ」の取扱説明に「機器の故障や損害について弊社では一切の責任を負いません」の記載があり、改善申入れを行っています。	事業者回答待ち 継続中

※MVNO (Mobile Virtual Network Operator 仮想移動体通信事業者) は、自ら無線局を開設せず、NTTドコモなどの移動通信サービスを利用または接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者のことです。

抗弁の接続への戦い～その1

昭和57年頃、県北のある地域で発生した消費者事件。中古自動車販売店が倒産し、その顧客に対して、クレジット業者から次々と支払い請求がなされた。その請求に対しては、自動車は購入したが現金で支払い済みである、分割支払いであったがその支払いを終えている、購入したが車の調子が悪く返還している、迷惑をかけることはないで協力してほしいと頼まれて了解した事実があるが何らかの書面に押印した事実はない、購入したが請求を受けている2台ではなく1台だけであり、その代金支払いは支払い済みであるなど、その支払い義務に疑問の生じるものであった。この請求に納得しがたい思いの顧客は数十名に達していた。

この販売業者は、この地域での営業は長く、販売業績が上昇して行くに伴って、業者・顧客の2者間の現金取引から分割払いが多くなり、当初は益暮れなどの2回払いの現金払いから月賦払いとなり、さらに業者・顧客・クレジット業者の3者間の立て替え払い契約が主流となっていった。しかし、顧客と販売業者との車両代金のやりとりは、依然として2者間で行われ、クレジット業者も販売業者が集めた金額を定期的にまとめて集金するなどして、3者取引になっても、顧客にとっては2者間取引と大きく異なることはなかった。当時のクレジット契約書には「販売業者に対して抗弁事由が生じても、クレジット業者に対する支払いは継続する」旨のいわゆる抗弁切断条項が定められていた。割賦販売法30条の4等のない法改正前のことであった。弁護士を通じた事前のクレジット業者との交渉においても、契約に基づいて全額支払ってくれとの強気の対応であった。請求を受けた3分の1程度の人は手数料程度を免除してもらって解決したようであったが、支払いを拒否した残りの20人ほどに対してはクレジット会社から訴訟が提起された。こうして、一挙に20件ほどのクレジット会社から提起された訴訟事件を抱えることになった。

2021年度 消費者月間講演会

## 成年年齢引き下げで何がかわるの？



～若者の消費者被害防止のためにできること～

講師 **坂東 俊矢 氏** 京都産業大学大学院法学研究科教授、弁護士、

参加方法（無料）

特定適格消費者団体 消費者支援機構関西 常任理事

日時 **2022年3月26日（土）13：30～15：30（終了予定）**

会場 **オルガホール（岡山市北区奉還町1-7-7 オルガビル地下1階）**

方法① **会場参加** 先着50名。感染防止対策にご協力ください。（託児なし）

方法② **オンライン参加** YouTube ライブを視聴。見逃し配信を予定しています。

申込〆切 **2022年3月11日（金）**

お申し込みは、以下 または **こちらから** → → →

<https://forms.gle/aUUs376dLyA6j7Pw7>

お寄せいただいた個人情報は厳重に管理し、目的以外には使用いたしません。



- 参加方法①、方法②、どちらの場合もお申込みください。
- オンライン参加の方には、YouTube 視聴 URL をメールでお送りします。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止になる場合があります。